

成年後見制度を知っていますか？

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

成年後見制度とは、認知症や障害のある方で物事の判断能力が不十分になってしまった時に、第三者が金銭管理や契約行為などを手伝ってくれる制度です。成年後見制度には大きく分けて2種類あります。

①法定後見制度(判断能力が十分でない場合)

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の類型があります。家庭裁判所へ申し立てを行い、選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら、金銭管理や契約行為などを支援してくれます。



厚生労働省
ホームページ

②任意後見制度(判断能力がなくなる前に)

将来、判断能力が不十分になってしまった時に備え、後見人になって欲しい方や将来その方に依頼したいことを話し合い、その内容を公正証書による契約で定めておきます。本人の判断能力が不十分になった後に家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任され支援が開始されます。

認知症や障害者の方の金銭、不動産、相続、成年後見制度などの電話相談が出来ます！利用は無料です。お気軽にご相談ください。

成年後見相談ダイヤル ☎ 0120-162-166

※平日の午前9時～午後5時、つながらない場合は☎0495-71-6433

- 神川町、美里町、上里町に在住または在勤の方、そのご家族も利用できます。
- 相談内容や個人情報は適正に管理しますので、第三者に漏れることはありません。
- 係争中の案件に関する相談は対応できません。

ねんきんだより 2年以上の受け取りで元がとれる付加年金制度

問合せ 熊谷年金事務所 ☎048-522-5012
保険健康課 保険年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

付加年金制度とは、定額の国民年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、将来受給する年金額を増やすことができる制度です。

①保険料として納める額

定額の国民年金保険料 月額17,920円(令和8年度) + 付加保険料 月額400円

②将来受け取る老齢基礎年金額

老齢基礎年金 ※支払期間によって受取金額は異なります + 200円×付加保険料納付月数

付加保険料を40年間(480か月)納めた場合

納める付加保険料の総額は… 400円×480月＝192,000円

毎年受け取ることができる付加年金額は… 200円×480月＝96,000円

⇒付加年金として毎年96,000円受け取ることができます。

⇒付加年金を2年受け取れば納めた付加保険料の総額と同額となるため、将来的に大変お得です。

<納めることができる方>

- 国民年金第1号被保険者
- 任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)
- 産前産後免除期間に該当中の方

<納めることができない方>

- 国民年金保険料の納付を免除または猶予されている方
- 国民年金基金に加入されている方

熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号☎0570-05-4890

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しています。事前予約をお願いします。

こんにちは 保健センターです

問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX0495-77-0550

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を予防しましょう

インフルエンザや新型コロナウイルスの感染力は強く、高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。感染拡大を防ぐためには ①ウイルスを体内に侵入させない②人にうつさない ことが大切です。一人ひとりが「かからない」「うつさない」対策を実践しましょう。また、ワクチン接種で重症化を防ぐことが可能です。

感染対策のポイント



マスクの着用

口や鼻を覆いましょう



咳エチケット



手洗い

換気場所は2か所以上



換気

令和8年度 予防接種助成

高齢者(定期接種)		該当する方	自己負担額	接種期間
インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	昭和36年12月31日以前に生まれた方 ※接種日に65歳以上の方	インフルエンザ 1,000円 新型コロナウイルス感染症 4,000円	本庄市児玉郡医師会契約医療機関 10月1日(木) ～令和9年2月28日(日) 埼玉県内の接種協力医 10月1日(木) ～令和9年1月31日(日)
		昭和37年1月1日～昭和41年12月31日生まれで、心臓・腎臓・呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい認定をされた方(身体障害者手帳1級程度) ※接種日に60歳以上の方		
中学3年生(任意接種)		該当する方	助成額	接種期間
インフルエンザ		中学3年生(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)	皮下ワクチン 2,000円上限 点鼻ワクチン 4,000円上限	10月1日(木) ～令和9年1月31日(日)

带状疱疹と肺炎球菌のワクチン助成も行っています

带状疱疹の接種対象者には予診票を4月にお送りしています。肺炎球菌の接種対象者には、65歳の誕生日翌月に予診票を送付します。期限がありますので、希望する場合は忘れずに接種しましょう。詳しくは町ホームページをご確認ください。

予診票を紛失された方は再発行できます。保健センターへご連絡ください。

町ホームページ



肺炎球菌



带状疱疹